

各 県 立 学 校 長 殿

徳島県教育委員会教育政策課長
徳島県教育委員会体育学校安全課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の
徹底について(R4. 1. 24版)(通知)

本日、県内の中学校において、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生が認定されました。県内の公立学校関係者につきましては、今年に入り既に144名の感染が確認され、長期にわたる臨時休業を余儀なくされる学校も複数生じているところです。

各校におかれては、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点について(通知)」(R3. 12. 27付教政第290号)及び「令和4年1月19日以降の県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について(通知)」(R4. 1. 19付教政第304号)により対応いただいているところですが、県内においても、感染力が強いとされるオミクロン株による感染が増加し、若年層への感染が拡大している状況を踏まえ、最大限の緊張感を持って、以下の点について再度徹底していただきますようお願いいたします。

なお、高校入試を控えた重要な時期を迎え、より一層の感染防止対策の徹底をお願いするため、県教育委員会事務局から高校を訪問させていただき、別添の「新型コロナウイルス感染症感染防止対策チェックリスト(管理職用・教職員用・部活動顧問用)」などにに基づき、感染防止対策の実施状況をお伺いさせていただきたいと考えておりますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、対応くださるようお願いいたします。

- 1 児童生徒等及び教職員に対し、以下の点について、改めて指導するとともに、保護者に対しても周知すること。
 - ・マスクの着用、換気、手洗い、手指消毒等基本的感染症対策を徹底すること。
 - ・毎日の検温等による健康観察を徹底し、発熱等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合は、登校を控えることを徹底するとともに、速やかに「かかりつけ医」等に相談すること。(※抗原簡易キットを用いて検査を行った場合でも、必ず速やかに受診すること。)
 - ・昼休み、部活動中の休憩、休日・放課後等における飲食時のマスク無しの会話等が感染拡大の要因となることから、特に対策を徹底すること。

2 児童生徒等に対して、新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があり、感染者やその家族、濃厚接触者等に対するいじめ、差別及び誹謗中傷が行われないよう、噂やデマ等に惑わされることなく正しい情報に基づき行動するよう、発達段階に応じた指導を行うこと。

なお、児童生徒等の心身の状態を確認するとともに、ストレスや不安、悩み等の解消のため、教育相談窓口を周知すること。

<主な相談窓口>

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (なやみいおう)

児童相談所全国共通ダイヤル 189 (いちはやく)

※ 詳しくは「新型コロナウイルス感染症に関する人権に配慮した対応及び児童生徒等の心のケアについて (通知)」(令和4年1月6日付教人第53号) 参照

3 児童生徒等及び保護者から新型コロナウイルス感染症に関する検査の受検について報告を受けた際には、速やかに徳島県教育委員会体育学校安全課まで電話で報告すること。

また、教職員についても同様に、上記の場合は学校への連絡を徹底すること。

なお、感染の不安がある無症状の方が、徳島県が実施する「感染拡大傾向時の一般検査事業」によるPCR検査等を受検する場合の連絡は必要ありません。

平日連絡先 体育学校安全課 088-621-3171

休日・夜間連絡先 (上記連絡先に連絡がつかない場合)

徳島県庁衛視室 088-621-2057

※体育学校安全課から、折り返し電話をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症 感染防止対策 管理職用チェックリスト

| 組織的対応 | | チェック |
|-----------------|--|------|
| 1 | 学校の感染防止対策の実施責任者を決めている。 | |
| 2 | 校内の感染防止対策における各教職員の役割を明確にしている。 | |
| 3 | 職員室・事務室・校長室等の換気及び共用部分(受話器・ドアの取っ手等)の消毒を実施する体制を構築している。 | |
| 4 | 手洗い場等の石けん、手指消毒液等について、適切に管理する体制を構築している。(使用量や補充の頻度等を管理職が確認している。) | |
| 5 | ソーシャルディスタンスを保つための施設設備面での対策を講じている。(トイレや売店・食堂等生徒が並び場合の立ち位置をテープ等で明示している。椅子等を撤去するなど物理的に密にならない工夫をしている。) | |
| 6 | 昼食時の校舎内の見回り等を実施し、生徒に感染防止対策を徹底するよう指導する体制を構築している。 | |
| 7 | 「職朝」において、教職員の健康状態を把握するとともに、教職員に対し、チェックリストに基づくチェックを実施するよう毎日指示している。 | |
| 8 | 「部活動における感染防止対策」を顧問等に作成させ、各部員に周知し、感染症対策を講じている。 | |
| その他(連絡体制・来校者対応) | | チェック |
| 9 | 教職員の健康状態を把握し、体調不良の者が見られた場合は、すぐに自宅で休養し、必要に応じて受診するよう指導している。 | |
| 10 | 児童生徒及び教職員がPCR検査等の新型コロナウイルスの検査を実施する場合、必ず学校に連絡するよう保護者及び本人に周知している。 | |
| 11 | 児童生徒及び教職員がPCR検査等の新型コロナウイルスの検査を実施することが判明した場合、またその結果について、速やかに体育学校安全課に連絡している。 | |
| 12 | 休日・夜間においても、児童生徒及び教職員と連絡できる体制ができている。 | |
| 13 | 来校者名簿を作成し、感染症対策への協力を依頼している。(マスクの着用・手洗い・手指消毒の徹底) | |
| 14 | 「とくしまスマートライフ宣言！」を作成・掲示するとともに、とくしまコロナお知らせシステムを掲示し、登録を依頼している。 | |

| 教職員の健康管理(毎日確認) | | チェック |
|----------------|---|------|
| 15 | 体調不良者がいないことを確認したか。 | |
| 16 | 検温していない教職員には検温をさせたか。 | |
| 17 | 勤務中、発熱・体調不良が見られた場合は、速やかに帰宅させたか。 | |
| 18 | 出勤後や校舎外から校舎内に入る前に、手洗い石けんを使った手洗い又は手指消毒を実施させたか。 | |
| 19 | 常時マスクを適切に着用させたか。 | |

新型コロナウイルス感染症 感染防止対策 教職員用チェックリスト(毎日用)

| 自分自身の感染予防対策 | | チェック |
|--------------|--|------|
| 1 | 検温を行い、健康観察表等に記録したか。 | |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱等の症状はないか。 (ある場合は出勤せず、自宅で休養したか。) | |
| 3 | 学校の内外を問わず、マスクを適切に着用しているか。 (基本的には常時マスクを着用すること) | |
| 4 | 出勤後や校舎外から校舎内に入る前に、手洗い石けんを使った手洗い又は手指消毒を行ったか。 | |
| 5 | 発熱・体調不良が見られた場合は、速やかに管理職に報告し、退勤したか。 | |
| 6 | 昼食の前後には手洗いを徹底し、喫食時は机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える等の対応を行ったか。 | |
| 7 | PCR検査を受けることを管理職に報告したか。(報告する必要があることを認識しているか。) | |
| 8 | 感染リスクが高いとされる行動をとっていないか。(感染が拡大している地域との往来、飲酒を伴う懇親会、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話など) | |
| 朝の健康観察 ※学級担任 | | チェック |
| 9 | 児童生徒の健康観察表を確認し体調不良者がいないことを確認したか。 | |
| 10 | 検温等実施していない児童生徒に検温、健康観察を実施したか。 | |
| 11 | 登校後手洗いをしていない児童生徒に手洗いを実施させたか。 | |
| 12 | 児童生徒に適切にマスクを着用させたか。 (鼻を出したり、休み時間に長時間外したりしないよう指導したか。) | |
| 授業中 | | チェック |
| 13 | 授業中や休み時間に児童生徒の健康観察を実施したか。 | |
| 14 | 教室の対角の窓を10cm～20cm開けたか。(常時が望ましい。) | |
| 15 | 常時換気が困難な場合は、30分に1回以上数分間、窓を全開にしたか。 | |
| 16 | 屋外に出た場合、教室に入る前に児童生徒に手洗いを実施させたか。 | |
| 昼食中 | | チェック |
| 17 | 昼食前後には、児童生徒の「手洗い石けんを使った手洗い」及び「手指消毒」を指導したか。 | |
| 18 | 昼食前には、机の清拭を指導したか。 | |
| 19 | 昼食時には、飛沫を飛ばさないよう席を斜めに配置したり、静かに昼食を食べたりするなど指導したか。 | |
| 休み時間 | | チェック |
| 20 | トイレや特別教室へ行くときは密接、密集とならないように指導したか。 | |
| 21 | 友だちとくっついたり、接触するような遊びを避けるように指導したか。 | |
| 校内清掃 | | チェック |
| 22 | 清掃時には、監督をし清掃後には児童生徒の手洗いを指導したか。 | |
| 23 | 放課後には、共用備品やドアノブ等の消毒を実施したか。 | |
| 24 | 清掃用具の劣化や衛生状態等について確認したか。 | |
| 25 | 担当する「手洗い場の清掃と石けんの補充」を実施したか。 | |
| 26 | 担当する「(ドアノブ、手すり、スイッチ等)大勢がよく触れる箇所の消毒」を実施したか。(1日1回水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭き取る。) | |

新型コロナウイルス感染症 感染防止対策 部活動顧問用チェックリスト

| 活動時間制限の遵守 | | チェック |
|-----------|---|------|
| 1 | 平日2時間以内、休日3時間以内の活動時間制限を守ったか。 | |
| 活動前 | | チェック |
| 2 | 「健康観察表」を活用して部員の体調を把握するとともに、活動前に再度検温を行ったか。(体調に不安のあるものを部活動に参加させていないか。) | |
| 3 | 手洗い・手指消毒を実施させたか。(必要に応じて活動中・活動後にも実施したか。) | |
| 4 | 共用の用具等を消毒したか。 | |
| 5 | 部室は更衣など短時間で、人数を決めて入れ替わりで使用させ、こまめに換気を行ったか。 | |
| 6 | 生徒が手を触れる場所(ドアノブ、スイッチ、手すり等)を消毒したか。 | |
| 7 | 部室にゴミ箱は置いていないか。ゴミは各自でビニール袋に入れて持ち帰らせたか。 | |
| 活動時 | | チェック |
| 8 | 身体活動を伴う部活動においてはマスクを着用する必要はないが、生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じたか。(顧問は原則としてマスク着用) | |
| 9 | 相手と一定時間接触する対人練習や全体練習などは、原則行わないようにしたか。 | |
| 10 | 屋内施設の常時換気を実施し、常時換気が不可能な場合には、少なくとも30分に1回は換気を行ったか。 | |
| 11 | 用具等の貸し借りは行っていないか。共用の用具等はこまめに消毒したか。 | |
| 12 | 指導時に大声を出して飛沫を飛ばしたりしないよう工夫したか。 | |
| 13 | 部活動の特性に応じた、感染症対策を講じたか。 (各部活動で具体的に記載) | |
| 休憩時 | | チェック |
| 14 | タオル、水筒等は個人持ちとし、飲料の回し飲みは行わないように指導したか。 | |
| 15 | 水分補給等を行う際も会話は控えるように指導したか。 | |
| 16 | 水分補給等を行う時以外は常時マスクを着用させたか。 | |
| 活動後 | | チェック |
| 17 | 共用で使用する用具等やウォータークーラー等の消毒を行ったか。 | |
| 18 | 活動終了後には、食事をとらず、全員を速やかに帰宅させたか。 | |